

香川県庁地下駐車場利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第10号

香川県庁地下駐車場利用規則の一部を改正する規則

香川県庁地下駐車場利用規則（平成16年香川県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料) 第5条 略</p> <p><u>(使用料の減免)</u> <u>第6条 身体に障害があるために自動車を使用しなければ通勤することが困難である職員であつて、知事が特に必要と認めるものについては、知事が別に定めるところにより、使用料を減免する。</u></p> <p>(利用の制限) 第7条 略</p> <p>第8条～第12条 略</p>	<p>(使用料) 第5条 略</p> <p>(利用の制限) 第6条 略</p> <p>第7条～第11条 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。